

建築物太陽光発電設備等総合促進事業に 関する補足資料

- 制度 1、2 の太陽光発電設備の導入制度の設置基準量等は、条例改正後に規則で定める。
- 現時点における検討状況について報告する。

制度1「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」の 現時点における設置基準量等の詳細（案）について【1/2】

| | |
|-------|---|
| 設置基準量 | 「建築面積」×「5%」×「0.15kW/m ² 」 <備考> ・延べ床面積の規模に応じた下限値や上限値を設定する。 ・太陽光発電設備以外の再エネも上記相当の導入を求める。 |
| 代替措置 | ・オフサイトPPA ・非化石証書によらない再エネ調達 とする。 |
| 除外規定 | 除外規定は設けない（仮設建築物等を除く） ⇒設備等を設置できない場合も代替措置により設置基準量の達成を求める。 |

【設置基準量】

対象者が設置しなければならない「太陽光発電設備等」の設備容量〔kW〕
(特定建築物の規模に応じた量)

【代替措置・除外規定】

物理的に設置が困難、または設置がCO₂削減に寄与しないことが見込まれる場合の措置

制度1 「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」の 現時点における設置基準量等の詳細（案）について【2/2】

| 詳細（案） | 考え方 |
|--|--|
| <p>① 建築面積 × 5 % × 0.15kW/m²</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備は、主に屋根置きであり、屋根への設置可能規模は建築面積に大きく影響を受けるため、建築面積に応じて設置を求める。 ・ 建築面積に対しての太陽光発電設備設置面積の割合は「5 %」 CASBEE川崎における大規模建築物への太陽光発電設備設置実績（棟数）は、1割程度となっているため、これに対して全棟設置を目指す。 また、建築面積に対する設備設置面積の実績のうち6割程度が建築面積の5 %未満での設置であるため、それを上回る5 %を設置の基準とする。 ・ 1m²あたりの設備容量を求める係数は「0.15kW/m²」 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公表している1m²あたりの設備容量に基づき設定。 |
| <p>② 延べ床面積の規模に応じた 下限値、上限値の設定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場などの横長の建築物や、共同住宅などの縦長の建築物など様々な形状の建築物があり、建築面積の増加と延べ床面積の増加は必ずしも比例しないことから、施設のエネルギー消費量も考慮した設置基準量とするため、延べ床面積の規模に応じた下限値や上限値を設ける。 <div data-bbox="1286 1093 1785 1345" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 工場 共同住宅 </div> </div> |

制度2「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の
現時点における設置基準量等の詳細（案）について【1/2】

| | |
|-------|---|
| 設置基準量 | 「年間供給棟数」×「棟当たり基準量(2kW)」×「算定基準率(70%)」 <備考> ・算定基準率は市内一律とする。 |
| 代替措置 | ・太陽熱利用設備 ・オフサイトPPA ・非化石証書によらない再エネ調達 とする。 |
| 除外規定 | 対象建築物の屋根面積が狭小（20㎡未満）である場合除外することができる。 |

【設置基準量】

対象者が設置しなければならない「太陽光発電設備等」の設備容量〔kW〕
(特定建築事業者が総量として達成を目指す量)

【代替措置・除外規定】

物理的に設置が困難、または設置がCO₂削減に寄与しないことが見込まれる場合の措置

制度2「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の
現時点における設置基準量等の詳細（案）について【2/2】

| 詳細（案） | 考え方 |
|----------------------------------|---|
| <p>【算定基準率】 ①70%</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国の目標である新築戸建て住宅の6割設置を目指し、算定基準率を70%とすることで市内新築戸建て住宅等のおよそ4割相当の導入がなされることから70%とする。 ・残りの2割を、制度3「建築士太陽光発電設備説明制度」、制度4「建築物太陽光発電設備誘導支援制度」により、本制度対象外の新築建築物の設置促進に取り組む。 |
| <p>②市内一律</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の規模感を踏まえ、区域ごとの設定による事業者の混乱を避けるため、算定基準率は市内一律とする。 |
| <p>【棟当たり基準量】 ③2kW</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本市のFIT認定や補助金の実績に基づいて2kWと設定する。 (共に90%以上が2kW以上) ・2kWの場合、本市の試算では設置から約23年で収支がプラスとなる。 |

これらの基準量等につきましては、専門家等からの技術的見地からの意見や、制度対象事業者とのヒアリングなどを踏まえて検討を進めてまいります